

議案第38号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、令和5年10月23日付けの愛西市特別職報酬等
審議会の答申に鑑み、議会の議員の議員報酬月額を改定することに伴い、改
正する必要があるからである。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成
17年愛西市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項中「506,000円」を「507,000円」に改め、同表副
議長の項中「454,000円」を「455,000円」に改め、同表議員の項
中「404,000円」を「405,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。